


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市生活困窮者自立支援調整会議設置要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例 規則			
	部課 機関			
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施に伴い、自立支援調整会議を設置して、関係機関と連携を行うことが必須となるため、東大和市生活困窮者自立支援調整会議設置要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 所轄事項 定例会は関係機関との連絡調整、社会資源のネットワーク構築等を行う。 随時会は支援対象者についての具体的な支援方針の検討等を行う。</p> <p>(2) 構成等 定例会は福祉部長を座長とし、別表に定める公的機関・市関係部署及び地域の法人等により構成し、座長が招集する。 随時会は、自立相談支援機関『東大和市くらし・しごと応援センター「そえる」』が中心となり招集し、支援対象者と直接関係する機関が参加する。</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 関連機関との連携が密接となり、効果的な生活困窮者への支援を行うことができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成26年6月2日 自立相談支援機関『東大和市くらし・しごと応援センター「そえる」』を開設。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、要綱制定の事務手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。